

行田市学校給食センター運営委員会規則の改正について

改正前

委員長は市長を、副委員長は教育長を充てる。

選出区分
市長
教育長
教育委員(第1号委員)
小・中学校長(第2号委員)
小・中学校長(第2号委員)
小・中学校PTA会長(第3号委員)
小・中学校PTA会長(第3号委員)
小・中学校食育主任(第4号委員)
小・中学校食育主任(第4号委員)
加須保健所長(第5号委員)



改正後

委員長、副委員長は互選により選出する。

選出区分
教育委員(第1号委員)
小・中学校長(第2号委員)
小・中学校長(第2号委員)
小・中学校PTA会長(第3号委員)
小・中学校PTA会長(第3号委員)
小・中学校食育主任(第4号委員)
小・中学校食育主任(第4号委員)
加須保健所長(第5号委員)

参考資料

行田市学校給食センター運営委員会規則の改正について